

「何が罪か、法より大切なもの」

牛田匡牧師

聖書 ヨハネによる福音書 8章 1-11節

先週は、関東地方や東北地方にかけて、非常に強い台風 7 号が接近したり、その前には 8 月 8 日に宮崎県で発生した地震を受けて、15 日までの一週間にわたって、初めて「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)」が出されたりしていました。各地でお盆休みの旅行がキャンセルされたりして、旅館やホテルなどは、書き入れ時に大損害を被ったとも報じられていました。また非常時の備蓄品を見直すということで、店頭からお水やお米が無くなっている様子もあちこちで見られました。それらを見ても、改めて気象庁など国の機関が発表する情報の影響の大きさを思わせましたが、そもそも気象庁自身が、「現代の科学技術では地震の予知・予測はできません」と公言しているにもかかわらず、一週間と区切って「地震注意」を呼びかけるのは、あまりにも恣意的な、人間の都合に過ぎないのではないかと感じました。

たとえば、「今後 30 年の内に、南海トラフ地震が起こる可能性は 80%」という言葉ばかりが、一人歩きしている印象を受けていますが、東京新聞の記者が数年間にわたる綿密な取材で明らかにしたのは、その話自体がとても科学的とは言えないようなものに過ぎず、地震学者たちの中でも反対意見も多く、それが採択されて国や自治体の指針とされているのは、科学や学問に根拠づけられているからではなく、むしろお金とか利権とか別の理由に基づくものだということでした(小沢慧一「南海トラフ 80%の内幕」)。そのことを考えてみても、国の発表や法律など、私たちが「正しい」と思っていることであっても、実はただ単に「正しいと思いきまされている」だけのこともあるのだということに気付かされますし、またそれが誰のため、何のためにそのような情報操作がなされているのかということについても、感性鋭くありたいものだと思わせられました。

話は変わりますが、先日 15 日は「終戦の日」「敗戦の日」でした。多くの人々の命が奪われ、傷つけられた戦争もまた、巨大な情報操作、プロパガンダによって引き起こされたものだったと言えます。とりわけ感受性豊かな子どもたちへの戦時教育の影響は非常に大きかっただろうと想像します。また戦争が終わってから、いわゆる「墨塗り教科書」に代表されるように、学校で教えられる内容が 180 度、一変したというのも、当時の子どもたちの心を深く傷つけ、不信感を抱かせたのだろうと思います。戦中に教えられた内容の何が真実であったのか。誰にとっての真

実であったのか、何のために教えられたのかなど、それらの点を明らかにする所からしか、本当の戦後は始まらなかったはずで。しかし、そのように過去に正面から向き合い、反省することは出来ておらず、日本の戦争責任の問題は敗戦から80年を迎えてもなお、依然として決着を見ていません。

そのような観点から、今回の聖書の箇所を読んでみたいと思います。今回の箇所には、聖書協会共同訳聖書では「姦淫の女とイエス」という小見出しが付けられています。聖書を見ると、7章53節から8章11節までが〔 〕に囲われています。これは古い写本には、このお話が書かれていないということを表しています。イエス様と弟子たちが、この地上を歩まれたのが、今から約2000年前です。当時はもちろん印刷技術はありませんし、書物は手書きでパピルスや羊皮紙に書き写されました。そしていくつかの写本やその断片が現存していますが、現存する資料の中でも、古い時代のものには、このお話が載っていません。そのことから、もともと「ヨハネによる福音書」にはこのお話は含まれておらず、ずっと後になってから、書き加えられたものだろうと考えられています。

とはいえ、このお話自体は、古くから知られていた伝承と考えられています。なぜなら他人の罪を厳しく糾弾する人々に対して「あなたがたの中で罪を犯したことのない者が、まず、この女に石を投げなさい」(8:7)と言い、「みな多かれ少なかれ罪を犯している。完璧な人間などいないのだから、誰も他人の罪を裁くことは出来ないのだ」というような趣旨で、罪の女性を赦したというこのお話は、如何にもイエス様らしい言動であり、福音書に加えられて当然のお話だとして人々に理解され、受け入れられて来ていたと考えられるからです。

しかし、そうは言いつつも、このお話には不自然な所も多々あります。まず不自然に思うのは、3節「律法学者たちやファリサイ派の人々が、姦淫の現場で捕らえられた女を連れて来て、真ん中に立たせた」ということですが、婚姻関係以外での「姦淫」の現場で捕まえました、というのに、この女性の相手の男性は連れて来られていないということです。ヘブライ語聖書に記されている「律法」によると、「姦淫」は男性も女性も両方が死罪として処刑されることになっていました(レビ記20:10、申命記22:22-24)。それにもかかわらず、ここに男性が連れて来られていないのは、女性を残して男性がそそくさと逃げてしまったか、それとも律法学者たちやファリサイ派の人々が、男性だけは見逃して、女性だけを連れて来たからかもしれません。「律法に書かれているのは建前で、実際の運用は別」ということも当然あったでしょう。そもそも律法学者たちやファリサイ派の人々がこの女性を

イエス様の所に連れて来たのは、彼女を裁きたかったからではなく、イエス様を「試して、訴える口実を得るため」(8:6)でした。ここでもし、イエス様が「律法には従わなくてもいい。赦してやりなさい」と言えば、モーセが神様から授けられた律法を無視したということでイエス様を告発し、「律法通りに石を投げなさい」と言えば、弱く小さくされた人々の友、罪人の仲間と言っておきながら、やはり女性を見殺しにするのかと言いつつ立てる心づもりでした。またローマ帝国の統治下では、死刑の執行も制限されていたとすれば、ローマ帝国に対する反逆、治安を乱したということで、当局に突き出すことも考えていたかもしれません。しかし、イエス様はその問いに対して、直接答えることはされませんでした。

6 節には「イエスはかがみ込み、指で地面に何か書いておられた」とあります。まるで、律法学者たちを無視しているかのようです。しかし、彼らがしつこく問い続けるので、「あなたがたの中で罪を犯したことの無い者が、まず、この女に石を投げなさい」(7)と言われました。その結果、女性を引き連れて来た人々は、一人また一人と去っていき、ついには誰もいなくなりました。それからイエス様は、身を起こして女性に問いかけられました。「あの人たちはどこにいるのか。誰もあなたを罪に定めなかったのか」(10)……。神殿の境内、広場にはイエス様とその女性の他には、もう誰も残っていませんでした。そして「主よ、誰もいません」と答えたこの女性に対してイエス様が言ったのは、「私もあなたを罪に定めません。行きなさい。これからは、もう罪を犯してはいけません」(11)という言葉でした。

このお話で語られている「姦淫の罪」とは、そもそも何だったかと言うと、現代社会で考えられているような、自由な意志や感情を持った男女の「不倫」「婚姻関係によらない恋愛」ということではありません。そもそも当時の古代イスラエル社会においては、女性には人権があるとも考えられておらず、女性は主人である男性の所有物であり、所有財産の一つとして考えられていました。ですから、人妻を奪う姦淫罪とは、他人の所有財産を盗んだり傷つけたりすることと同じような罪として考えられていました。この「ヨハネによる福音書」8 章に描かれている女性の「姦淫」と呼ばれている事柄の詳しい内容は分かりません。仮にこの女性がいわゆる性暴力の被害者であったとしても、当時の律法ではそれも「姦淫の罪」と見なされ断罪されました。そのような「姦淫の罪」で複数の男性たちによって、イエス様の前に連れて来られ、この女性は周りからいつ石を投げつけられてもおかしくない、もうすぐ殺されるかもしれないという恐怖と孤独に怯えていたことでしょう。自分は「姦淫の罪」を犯してしまった、という罪責感が彼女自身をひどく苦しめて

いたであろうことは想像に難くありません。当時の「常識」、「律法」を彼女も自分自身の中に内面化して、自分で自分を「罪人」とであると断罪していたことでしょう。しかし、「あなたがたの中で罪を犯したことの無い者が、まず、この女性に石を投げなさい」(7)というイエス様の言葉によって、彼女の周りから一人また一人と去っていく様子を見ながら、彼女は何を感じたのでしょうか。そして誰もいなくなった後、イエス様の方から彼女に対して「あの人たちはどこにいるのか。誰もあなたを罪に定めなかったのか」と質問されました。ここで言われている「罪に定めない」という言葉(カテ・クリノー)は、もともとは「判断しない」という言葉です。ですから、イエス様はここで、「誰もあなたが有罪が無罪かを判断しない。だから、私も判断しません」と言われたわけです。そう言いながらイエス様は「だから、あなた自身も、自分で自分のことを罪があるかないか、穢れているかどうか、なんて判定する必要はないのですよ」と、彼女に伝えているのではないかと思います。

いつの時代でも、人が作る法律は、間違ふことがあります。本来の目的が見失われて、誤って運用されることもあります。それこそ戦争の最中には、「敵」とされる人を殺めることが正義と言われます。また現代の日本でも、法律を作る立法府の国会議員たちが自分たちに都合の良い法律ばかりを作り、「法律には違反していることはしていない」と言いながら、裏金を作ったり、買収をしたりしています。しかし、実際には法律よりも大切なものがあるはずで、それは私たちの社会の基盤として、この社会生活を支えている、人々の思いや感情、人情や文化と呼ばれている人々の倫理観、道徳観であって、本来はそれらの上こそ法律があるはずで、

聖書に記されている「律法」も、本来は命の神に従うため、命を守るためのものであったはずですが、それがいつしか人を裁き、断罪するために用いられ、他人を試して訴える口実を得るために利用されるようになってしまいました。それでは本末転倒ではないか。イエス様の数々の言葉と振る舞いは、そこにメスを入れ、厳しく糾弾されたものでした。「私はあなたを判断しない。あなたもあなた自身を判断せず、そのままで行きなさい」。このイエス様の言葉から、私たちは法や規則、ルールの表面や、字面を単になぞるのではなく、その奥にある本来の目的、目の前の一人一人の人、小さくされている命に目を向け、命を守り、命を生かすために、イエス様の言葉によって促され、今日もここから、罪を定める固定観念から解放されて歩み出して行きます。